

# 労働災害防止 非常事態宣言

松阪労働基準監督署管内(松阪市・多気郡)において、**令和8年1月に死亡災害が立て続けに2件発生しています。**

業種	被災者	災害の概要
警備業	60代男性	車で巡回警備を行っていた被災者が、待機中に <b>車内でガスヒーターを使用し</b> 、一酸化炭素中毒で死亡した。
建設業	40代男性	被災者は、高所作業車のバケットに乗って、高さ7.7mの位置で立木の剪定作業を行っていたところ、 <b>近くの電線(6,600V)に触れてしまい</b> 、感電して死亡した。

重篤な労働災害を防止するため、事業者はもとより、労働者、関係請負人、発注者等の**関係者一人一人**が、**作業に関する基本ルール**(関係法令、ガイドライン、作業手順等)を遵守するとともに、**「あせるな」「いそぐな」「おこたるな**をモットーに**安全衛生行動を確実に実施**しましょう。

## 作業の準備

- 作業手順・作業計画の策定
- 作業方法・使用機械の選定
- リスクアセスメント・リスク低減措置の実施

## 作業中の措置

- 関係法令の遵守
- 関係指針・ガイドラインの遵守
- 作業手順の遵守

## 安全衛生意識の向上

- 安全衛生教育の実施
- ヒヤリハット・危険予知活動等による危険感受性の向上

**令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気推進運動**

**あせるな**

**いそぐな**

**おこたるな**

労働災害防止のための基本ルールを守り、「**安全衛生行動**」を確実に実行しましょう。